

2025年7月3日現在

『公務員試験 新スーパー過去問ゼミ7 民法I』訂正表 (初版第1~4刷用)

- 17ページ 必修問題 選択肢A 一行解説: (第4刷で修正予定)

失継宣告による死亡認定があっても、生存していれば権利能力は消滅しない。
→ 「失継」を「失踪」に修正。

- 18ページ 必修問題 選択肢B 一行解説: (第3刷で修正)

成年被後見人は、日常生活に関するもの以外は法定代理人の同意が必要。
→ 「同意」を「代理」に修正。

- 18ページ 必修問題 選択肢C: (第4刷で修正予定)

…サポート役として補佐人が付される…行為については補佐人の同意が必要とされ、…
→ 「補佐人」を「保佐人」に修正。

- 40ページ No.7 解説 選択肢D: (第3刷で修正)

誤 では、地・不知で善意・悪意を区別する), …
正 では、知・不知で善意・悪意を区別する), …

- 83ページ No.3 解説 選択肢E: (第3刷で修正)

誤 不動産の譲受人が、賃貸人の地位を賃借人に主張するには登記が必要である。
正 抵当権設定登記による抵当権の対抗力は、設定時の従物にも生じる。

- 93ページ No.1 解説 選択肢F: (第4刷で修正予定)

誤 第三者の詐欺とは、たとえば日頃Aを恨みに思っているCが、Aに損をさせようとして、ほとんど利用価値のないBの土地を「優良物件だ」と騙して信じ込ませ、Aにその土地を買い取らせたような、意思表示の相手方以外の詐欺により意思表示をした場合である。
売主Bは、買主Aが第三者から騙されて購入を申し出たことを知らなければ、単に買いたいという人に売ったというだけで何ら非難されないわわれはない。…

正 第三者の詐欺とは、たとえば日頃Aを恨みに思っているCが、Aに損をさせようとして、Aの土地価格が暴落すると騙して信じ込ませ、Bにその土地を安値で売却させたような、意思表示の相手方以外の詐欺により意思表示をした場合である。
買主Bは、売主Aが第三者から騙されて売却を申し出たことを知らなければ、単に売りたいという人から買ったというだけで何ら非難されないわわれはない。…

- 158ページ No.3 解説 選択肢G: (第3刷で修正)

誤 取り消すべき法律行為で、法定代理人はいつでも追認することができる。
正 取り消すことができる法律行為で、法定代理人はいつでも追認が可能。

● 169 ページ No. 2 解説 選択肢ア 下から 2 行目： (第3刷で修正)

…また、**A**は自分で開発せず、他の…
→ 「A」を「B」に修正。

● 170 ページ No. 2 解説 選択肢イ： (第2刷で修正・一行解説は第4刷で修正)

相手方が条件不成就とみなしうるのは、故意に条件を成就させた場合である。
→ 「を成就させた」を「**成就を妨害した**」に修正。

条件の成就が妨げられることを知りながら、あるいは妨げる目的で、あえて条件成就を妨害するのは悪質であるとして、法は、相手方は条件不成就とみなすことができるとしている(130条1項)。**→必修問題選択肢5**

ただし、過失の場合はそこまでの悪質性はないので、相手方は条件不成就とみなすことはできない。

※ 上記の「**不**」の字を削除

● 197 ページ No. 7 解説 選択肢ウ 解説図の下・1～2行目： (第4刷で修正予定)

誤 代金債権の消滅時効期間は2年
正 代金債権の消滅時効は主観的起算点から5年、客観的起算点から10年

● 361 ページ 必修問題 解説 選択肢4 1行目： (第4刷で修正予定)

「妥当である。」を削除。

● 409 ページ No. 12 解説 選択肢4 全文： (第3刷で修正)

物上代位による賃料債権の差押え前に行った相殺は抵当権者に対抗できる。

判例は、「物上代位権の行使としての差押えのされる前においては、賃借人のする相殺は何ら制限されるものではない」として、抵当権設定登記後に賃貸人に対して取得した債権を自働債権として賃料債権と相殺を行ったことを抵当権者に対抗することができるとする。

この時点では、まだ抵当権の効力が物上代位の目的となった賃料債権に及んでいるとはいはず、「抵当権設定登記の後に取得した賃貸人に対する債権と物上代位の目的となった賃料債権とを相殺することに対する賃借人の期待を物上代位権の行使により賃料債権に及んでいる抵当権の効力に優先させる理由はない」として相殺を対抗できるとしている(最判平13・3・13)。

● 419 ページ No. 1 解説 選択肢イ 一行解説： (第4刷で修正)

誤 **抵当権や先取特権と異なり、譲渡担保権に基づく物上代位性がある。**
正 **抵当権や先取特権と同様に、譲渡担保権に基づく物上代位性がある。**

● 421 ページ No. 2 解説 選択肢ウ 1行目： (第4刷で修正予定)

「妥当である。」を削除。

以上
株式会社 実務教育出版